

令和5年4月採用 草加八潮消防組合新規職員募集

☎草加八潮消防局総務課 ☎924-2112 ☎924-0963

多様化する災害や事故、複雑化する都市構造等に対応し、管内約34万人の安全・安心をともに守る意欲のある人材を募集します。詳細は消防組合各施設（消防組合ホームページからも入手可）で配布する募集要項及び試験申込書を確認してください。

■採用予定日 令和5年4月1日

■第1次試験 日時：9月18日(日) 午前9時30分～

会場：獨協大学

内容：一般教養・論文（高校卒は作文）

☎7月19日(火)～8月5日(金)（必着）に申込書を〒340-0012神明2-2-2草加八潮消防局総務課へ（持参可）。

■受験資格等

職種	試験区分	受験資格等	採用人数
消防士	大学卒	平成9年4月2日以降生まれで、大学以上を卒業または令和5年3月に卒業見込みの人	若干名
	短大卒	平成11年4月2日以降生まれで、短期大学を卒業または令和5年3月に卒業見込みの人	
	高校卒	平成13年4月2日以降生まれで、高等学校を卒業または令和5年3月卒業見込みの人	

医療費が高額になる人へ 限度額適用認定証の 申請受付を開始

要申請

☎保険年金課 ☎922-1593 ☎922-3178

医療費が高額になるとき、医療機関に限度額適用認定証等を提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

8月から有効な限度額適用認定証等の申請受け付けを7月19日(火)から開始します。所得区分は下表のとおり（前年度所得をもとに計算）。所得区分の確認は保険年金課へ（サービスセンター不可）。

■申請期間

7月19日(火)～8月31日(水)※土曜日、祝日を除く

- ・9月以降に申請した場合は、申請月の1日から有効な限度額適用認定証等を交付。
- ・世帯の中に所得の未申告者がいると、70歳未満の人は自己負担限度額が最も高い区分となるため、収入の有無に関わらず所得の申告を済ませ申請を。

申請不要 70～75歳で所得区分が一般、現役並み所得者Ⅲの人

上記の人は、お持ちの保険証兼高齢者受給者証を医療機関に提示することで、限度額の適用を受けることができます。

■持ち物

保険証・世帯主と限度額適用認定証を受ける人のマイナンバーが分かるもの（マイナンバーカード、通知カード等）

※保険税に滞納がある世帯には交付できません。直近1か月以内に納付した場合は、確認ができる領収書の持参を。

■70歳未満の人の自己負担限度額

区分	自己負担限度額
ア 基準総所得金額※1 901万円超または未申告世帯	25万2600円+(医療費の総額-84万2000円)×1%(14万100円※3)
イ 基準総所得金額 600万円超～901万円以下	16万7400円+(医療費の総額-55万8000円)×1%(9万3000円※3)
ウ 基準総所得金額 210万円超～600万円以下	8万100円+(医療費の総額-26万7000円)×1%(4万4400円※3)
エ 基準総所得金額210万円以下	5万7600円(4万4400円※3)
オ 市民税・県民税均等割非課税世帯※2	3万5400円(2万4600円※3)

令和5年1月・4月採用 市立病院新規職員募集

☎市立病院経営管理課 ☎946-2200 ☎946-2211



■採用予定日 令和5年4月1日

※看護師の経験者採用は令和5年1月1日もあり

■試験内容 日時：8月6日(土)

内容：論文・面接・一般教養（社会福祉士のみ）

☎7月29日(金)（消印有効）までに市立病院、市職員課、各サービスセンターで配布する申込書（同病院ホームページからも入手可）を〒340-8560市立病院経営管理課へ。

職種	受験資格等	採用人数
看護師	既卒：昭和52年4月2日以降生まれで、看護師免許を有する人 新卒：昭和62年4月2日以降生まれで、令和5年3月31日までに看護師免許を取得見込みの人	10人程度
歯科衛生士	昭和62年4月2日以降生まれで、歯科衛生士の免許を有し、歯科衛生士として3年以上実務経験がある人	若干名
理学療法士	平成4年4月2日以降生まれで、理学療法士の免許を有するまたは令和5年3月31日までに取得見込みの人	
言語聴覚士	昭和61年4月2日以降生まれで、言語聴覚士の免許を有するまたは令和5年3月31日までに取得見込みの人	
薬剤師	平成4年4月2日以降生まれで、薬剤師の免許を有するまたは令和5年3月31日までに取得見込みの人	若干名
社会福祉士	平成4年4月2日以降生まれで、社会福祉士の資格を有するまたは令和5年3月31日までに取得見込みの人	

市長の資産等を公開

☎庶務課 ☎922-0954 ☎922-3091

「政治倫理の確立のための草加市長の資産等の公開に関する条例」に基づき、令和3年12月31日現在の市長の資産等並びに令和4年4月1日現在で報酬を得て職についている会社等を公開します。

■建物

所在地	面積	固定資産税課税標準額
草加市稲荷四丁目35番地15	127.51㎡	514万5166円
草加市稲荷六丁目816番地2	77.76㎡	58万7479円
草加市稲荷六丁目907番地1	96.05㎡	156万3943円
草加市稲荷六丁目907番地2	48.02㎡	70万2648円

▼所得金額 2071万1444円

▼自動車 普通自動車1台、小型自動車1台

▼会社等 (有)エスアイエス（代表取締役）、東埼玉資源環境組合（理事）、埼玉県都市ボートレース企業団（議員）、草加八潮消防組合（管理者）、学校法人獨協学園（評議員）

■70歳以上75歳未満の人の自己負担限度額

区分	外来<個人単位>	外来+入院<世帯単位>
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得690万円以上	25万2600円+(医療費の総額-84万2000円)×1%(14万100円※3)
	Ⅱ 課税所得380万円以上690万円未満	16万7400円+(医療費の総額-55万8000円)×1%(9万3000円※3)
	Ⅰ 課税所得145万円以上380万円未満	8万100円+(医療費の総額-26万7000円)×1%(4万4400円※3)
一般、未申告世帯	1万8000円※4	5万7600円(4万4400円※3)
市民税・県民税均等割非課税世帯	低所得Ⅱ※5	8000円
	低所得Ⅰ	8000円

※1 総所得金額（給与所得や事業所得等の合計額）、山林所得金額、土地の譲渡等による所得等から基礎控除額(43万円)を差し引いた金額。

※2 非課税世帯の人は、過去1年間に91日以上入院した場合、入院時の食事代が減額されます。91日以上入院していることが分かる領収書を持参し、保険年金課へ。

※3 過去12か月以内に高額療養費の支給が4回以上ある場合の、4回目以降の限度額です。ただし、70歳以上75歳未満場合、回数の計算は外来のみで該当のあった月を除きます。

※4 1年間(8月～翌7月)で支払う外来の限度額の上限は年間14万4000円です。

※5 低所得Ⅱの区分の人が過去1年間に91日以上入院した場合、入院時の食事代が減額されます。入院したことが分かる領収書を持参し、保険年金課へ。